

令和5年6月12日 総務文教委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 小田上 尚典

委員 末広 天佑、小中 真樹雄、中川 智之、西村 一啓、網谷 芳孝、
山崎 年一

議長 賀屋 幸治

○欠席委員 なし

○児玉委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。
開会に当たり、市長に御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○児玉委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる答弁をあわせてお願いいたします。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思っております。

発言される際には、マイクのスイッチを入れマイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。補足説明がある場合は、座って説明していただいております。

消防長。

○小田消防長 おはようございます。火災予防条例の一部改正について、改正内容について資料を配布しておりますので、課長のほうから説明させます。

○児玉委員長 課長。

○敷田消防課長兼警防係長事務取扱 市消防課長の敷田でございます。

議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正につきましてお手元の資料に沿って概要を簡潔に御説明いたします。

1の改正の概要を御覧ください。このたびの火災予防条例の一部改正につきましては、

国の省令改正に伴いまして、急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、火災予防上必要な措置を見直すとともに、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2の改正に至る経緯及び主な改正内容を御覧ください。主な改正点に絞って御説明いたします。

(1) 急速充電設備に係る全出力規制の見直しにつきましては、条例案第11条の2関係でございます。1つ目の丸、現行の火気設備規制上、全出力が200キロワットを超える出力の急速充電設備は、これまで変電設備扱いとされてきました。

2つ目の丸、国の検討部会におきまして、大型電動車などの電気自動車の普及拡大に向けて、大出力の急速充電器を急速充電設備扱いとする検討が行われ、必要な措置を講じるためのハザード、いわゆる、危険要因の再分析が行われました。

3つ目の丸、同検討部会において、出力上限の200キロワットを撤廃した場合でも、現行の安全対策により安全性が担保できるものと判断されたことから、必要な防火安全対策を講じることで従来の変電設備から急速充電設備として規制することに改められたものです。

中ほど黒丸の改正内容に、改正前と改正後の規制区分の内容を示しておりますので、御参照ください。

続きまして、(2)の条例案第23条関係の喫煙所に係る標識及び図記号の取り扱いにつきまして、1つ目の丸でございます。これまで喫煙所におきましては、受動喫煙防止の観点から、健康増進法に基づく喫煙専用室である旨の標識と火災予防の観点から火災予防条例に基づく標識の設置が重複して求められておりました。

次ページを御覧ください。黒丸の改正内容としまして、こうした標識の重複を解消するため、既に健康増進法に基づく標識が設置済みであれば、火災予防条例に基づく標識は不要とするものです。また、標識と併せて設置する禁煙または火気厳禁、それから、喫煙所の標識を設けるときは、国際標準化機構（ISO）または日本産業規格（JIS）規格に適合するものとされたところです。

3の施行期日につきましては、新条例は公布の日から、ただし、急速充電設備に関する事項は、令和5年10月1日からそれぞれ施行するものです。経過措置としまして、現に設置済みのもの、工事中のものにつきましては、今回の改正による影響はございません。

最後に、4の参考事項に条例案第11条の2各号に示しております急速充電設備に関するハザード、危険要因に対するそれぞれの安全対策の例並びに次ページには、喫煙所等の図記号をお示ししておりますので、御参照ください。

以上、誠に簡単でございますが、大竹市火災予防条例の一部改正の概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

小田上副委員長。

○**小田上委員** ありがとうございます。今の補足説明で、もうかなりよく分かりました。ただ、喫煙所の表示を2つの法律、条例でやりなさいって、ちょっと違うものだったのを1

つ、どっちかがあればいいというような形に一本化されたということで理解は大丈夫ですかね。であればなんですけど、この喫煙所っていうものがどういうところなのか。ただ単に灰皿ぽんと置いてある屋外もあると思うんですけど、こういうところで規制されるものがどこなのかっていうところを1点だけ、そこを教えてください。

○児玉委員長 どうぞ。

○三明消防課課長補佐兼予防係長 消防課予防係長、三明と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの委員の質問に対してですけども、例えば、市役所等は基本的に健康増進法の関係で第一種施設になっております。基本的に敷地は、全面禁煙となっております。ただし、5つの項目をクリアした場合は、そこに喫煙所を設けていいことになっております。

詳しく申しますと、1点目、喫煙が可能な場所と喫煙が不可能な場所の区画を明確に定めること。

2点目、喫煙が可能な場所であることを明示するために、それを明記した標識を掲示すること。

3点目、その第一種施設の利用者が通常立ち入らない場所に喫煙場所を設置すること。

4点目、施設外の近隣の建物に隣接するような場所に喫煙場所を設置しないこと。

5点目、喫煙場所の設置はあくまでも例外規定とし、基本的には第一種施設の敷地内は禁煙とすること。

以上でございます。

○児玉委員長 副委員長。

○小田上委員 それを聞いて非常に分からなくなってしまったっていうのが本音なんですけど、この条例の中で想像するのが、例えば、最近少なくなりましたが商業施設にあるような喫煙所として部屋が完全につくられてるものとかそういうところが主にこういう改正される場所に当てはまるのかなと思うんですけど、そのような考え方でいいですかね。ごめんなさい、今の説明でわけ分かんなくなっちゃいました。

○児玉委員長 課長。

○敷田消防課長兼警防係長事務取扱 委員がおっしゃられた認識でよろしいかと思います。

専用のたばこ室として区切っておるもの、受動の危険性がないような措置されたものというスペースでございます。お願いいたします。

○児玉委員長 副委員長。

○小田上委員 たばこ吸う身としては、しっかりとルール決めていただいて、ここはいいんだというふうにさせていただいて、自信を持って吸いたいというふうに思いますんで。ぐちゃぐちゃになったのが一本になるというところで、ほかの方に迷惑かけないような場所であるよというところで喫煙所をつくっていると、今のところはそのような認識で大丈夫ですね。安心しました。ありがとうございます。終わります。

○児玉委員長 通告受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

中川委員。

○中川委員 今回の喫煙と分煙ということで、私はやめたほうなんでたばこを吸わない人のほうから、路上でたばこ吸ってる人の罰則というのは、今後変わってくるのでしょうか。お願いします。

○児玉委員長 消防長。

○小田消防長 全体的な話になるので私のほうから。

新聞等で見る限りで話をさせていただきます。厚生労働省のほうは、受煙者、要するに吸っていない人が受動喫煙というか、吸っていない人が煙によって肺とかということになってる考え方、その中で、分煙という考え方、商業施設、多分大竹市内だったら具体的にはパチンコ屋とかの中ではないかなと思うんですけど、仕切りを取ったとこの専用室、商業施設でいうと近隣ではアルパークとかたまたま見たんですけど、やっぱりそういったところが。JTがつくったかな、日本たばこが、そういったところがございました。

ただ、歩いてるときという質問だと思うので、まだそこまでは規制が、厚生労働省のほうになるのかなと思うんですけど、そういった部分の法的な規制がかかるという情報は、持ち合わせていません。

以上です。

○児玉委員長 よろしいですか。

○中川委員 はい。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第53号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があればお願いいたします。補足説明がある場合は、座って説明していただいても構いません。

消防長。

○小田消防長 このたび、水槽付消防ポンプ自動車の財産の取得について提案させていただ

いております。その概要について資料を作成して配布させていただいておりますので、課長のほうから説明させていただきます。

○**児玉委員長** 消防課長。

○**敷田消防課長兼警防係長事務取扱** では、お手元の資料にしたがいまして御説明させていただきます。

議案第53号財産の取得として提案させていただきました水槽付消防ポンプ自動車につきまして、お手元の水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の概要に沿って御説明いたします。

1の概要を御覧ください。水槽付消防ポンプ自動車とは、消防ポンプ自動車にタンクを積載した車両で、消火栓や防火水槽等を利用しなくても災害現場に到着後、直ちに放水できる消防車で、一般的に水槽付消防ポンプ自動車、または、タンク車と呼ばれております。このたび整備する車両は、既存車両の水槽と比較して500リットルほど容量を増加させ、3,000リットルの水槽を積載するものでございます。

2の車両主要諸元を御覧ください。シャシ関係につきましては、仕様書上では全長8メートル以内、全幅2.4メートル以内、全高を3.05メートル以内とし、駆動方式は2WDの後輪駆動のオートマチック車を予定しております。納入車両のサイズにつきましては、製造工程から納車に至る段階で判明するものでございますが、他市での納入実績の同型車両を見ますと本市の現行車両とおおむね同サイズになるものと考えています。ポンプ車両につきましては、A-1級のホースポンプを搭載し、毎分2,800リットル以上の放水が可能となります。

続きまして、3の主要装備等を御覧ください。照明灯と放水銃及び3連はしごなど消防ポンプ自動車に通常装備する資機材となっております。あわせて、安全運転支援システムも装備する予定でございます。

最後に、4の完成予想図面を御覧ください。他市に納車実績があります、先ほど触れました同型車両の写真と図面には、その車両のサイズをお示ししていますのでそれぞれ御参照いただきたいと思います。

以上、誠に簡単ではございますが、水槽付消防ポンプ自動車の概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

小田上副委員長。

○**小田上委員** ありがとうございます。これも仕様についてはよく分かりました。ありがとうございます。ただ、今もう既に水槽付ポンプ車あると思います。それがA-2級であると思うんですけど、よく分かってない。なので、今のものと比べると500リットル多い、ここの500リットル多いところがどれだけメリット、有効なのか、あと、以前取得した車両よりも結構金額が大きいなという気もしてるんですけど、この財源を教えていただいてもいいですかね。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**林消防課警防係主査** 消防課主査、林でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。水槽付消防ポンプ自動車についてです。先ほどのタンクの容量が増えたということですが、実際500リットルということのを想像していただくと水の量そんなに増えてないのかなと思われるかもしれませんが、消防活動上で筒先、ホースから水が出るのが毎分約300リットル出ます。ですので500リットル増えるということで1分40秒現行車両より放水時間が長くなります。こちら実際1分40秒あるということで、他のポンプ車から中継で水を送られるまでの消防活動の時間が長くなるということで、消防活動の最先着時の活動に時間的余裕も増える、かつ、現場での放水量も増えるということで、市民の安全安心に向けて放水量が増えるということでメリットを感じております。

続きまして、財源についてでございます。まず、補助金としまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を充てる予定にしております。そちらとあわせて緊急防災・減災事業債も充てる予定として、不足分については、一般財源で対応する予定にしております。以上で説明を終わります。

○児玉委員長 副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。火災現場で多分この規模の車が出るっていうとき、この1台で事足りるよっていうことがあるのかもしれないですけど、この規模が出るっていうときは1分1秒が大切だと思いますので、有効活用していただいて。防衛関係と緊急防災・減災事業債か、もう最近聞かなくなったけど久々に聞いたやつだなと思いました。いろんな補助金を活用していただいて有利な取得の仕方ではないかなと思います。

これ最終的にいつ頃、目にかかることができるのかだけ聞いて、終わりたいんですけど。大体いつ頃になるんですかね。

○児玉委員長 消防課主査。

○林消防課警防係主査 消防課主査林でございます。

納期については、令和6年3月31日を予定しております。

以上です。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

通告は受けておりませんが、他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 通告をしてないのですみません。

教えてください。今回、資料の中で消火栓や水槽等なくてもということなんで、これは行ったらすぐ作業ができるという意味ですよ。米軍でいうたら何ですか、海兵隊みたいなもんですよ。最初に行く部隊ですよ。それから、火災以外の災害なんかにも出動すると書いてあるんですが、これはタンクの中には飲料水でも大丈夫ということなんですか。災害の断水なんかになりますと水が一番に不足するのでね。そういう意味のことなんですかね、その辺をお願いします。

○児玉委員長 消防課主査。

○林消防課警防係主査 先ほどの飲料水についての質問にお答えします。本来業務として消防活動で使用する水でございますので、飲料水については適さないと考えておりますが、

生活用水としての活用はできますので、被災地等水が必要なところに必要に応じ出動してそういう給水作業ということで対応はできると考えております。

以上です。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 生活用水ということで、ついでに飲料水ができれば最高なのではないかと思うんですよ。3,000リットルとかなりありますのでね。僕の想像と違いまして。それなら、水道水をタンクに入れるということはできるんですかね。それが1点と、今回、毎分最大放水量が2,800リットルということになるんですかね。これはマックスでということなんですかね。先ほどの説明では、毎分300リットルぐらいを想定しているということなんで簡単に計算しても、一割程度のものが作業には常時使うという想定ということなんですか。ということは、10分ぐらいは大丈夫ということなんですかね、計算上からいうとね。それだけです。すみません、お願いします。

○児玉委員長 消防課主査。

○林消防課警防係主査 まず、タンクの中に水道水が入るかという御質問についてですが、常時水道水を入れております。水道水を入れてはいるんですが、関係法令とか安全衛生上の関係でそれをじかに飲料水で使えるかというお答えについては、いたしかねるという判断でございます。

続きまして、タンク、ポンプの能力と放水の量についてですが、タンクのA-1ポンプの能力の規定の中で毎分2,800リットル放水できるというのが規定でございます。先ほど説明させていただいたのは、初動でホースを1本伸ばすときの放水量ということで、常時消防活動としては、初動で2本ホースを、2線伸ばします。放水活動で中継体制が取れれば3線、3本ホースを伸ばして、出火建物を包囲して延焼防止を措置するという動きになりますので、初動としては毎分300リットルとか毎分600リットル程度にはなるんですが、最終的には毎分1,000リットル程度の放水をずっと維持していくという活動になります。

以上です。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 そういう複数のホースでも使えるということなんですよ。分かりました。それから、最後に、今回、先ほど副委員長から値段もかなり多過ぎるのではないかとということで8,085万円ですか、かなりの値段しているんですが。それでこれ、現行の車両の処分というんですか、処理はどういうふうに考えておられるのか。それから、それが仮に売却ということになりますと、これは、この前聞いてみましたら、平成18年ですよ、これ導入されたのはね。17年たっているということなんでね。17年たっているということは、そんなに消防車の場合ね、いつも走るわけではないので、そんなに距離数も出てないしまだまだ、部品がないというのだったら別ですがね。かなりの耐久性はあるのではないかと思います。それで、売却ということになりますとかなりの普通の一般の値段でも、もう数千円に近いスクラップというぐらいの値段だと僕は想像するんですが、それならば、この2台置いとくということは、できんですかね。駐車場の面もありますし、メンテナンスもあるかと思いますがね、その辺のところも含めてお答えいただければと思うんです。

が。

○児玉委員長 主査。

○林消防課警防係主査 先ほどの消防車両の処分についてお答えします。現状としては、処分車両については消防車の整備計画との整合性を取りながら、検討中でございます。あと、車両を2台置くことが可能かということなんですが、庁舎の駐車スペースもありますので、そこについても検討していく課題だと考えております。

以上です。

○網谷委員 ありがとうございます。

○児玉委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○賀屋議長 すみません。通告を出しておりません。一件ほどお聞かせ願いたいんですけども、これは通常の水槽付の消防車両ということで更新をされるんだろうと思うんですけども、以前、泡消火対応のポンプ車を整備をされたと思うんですけども、そのときに、いわゆる、消火能力、消火力として、薬剤による消火というのが、最近のといえますか、消火方法として有効だということで全国的にも整備が進んできてるのではないかとthinkんですけども。そのあたりを考えて、将来的にこの更新に当たっては、泡消火をベースに整備をされるのではないかとthinkするに思っておったんですけども、通常の水槽ということで、泡消火との、どういいますか活動の有効性、泡を打って早く少量の、どういいますか、活動でも泡で抑え込んで早く消火をさせていくという部分で整備をするという以前の方針が変わったのか、どうなのか、そのあたりお聞かせ願いたいのですが。

それと今ある泡消火ポンプ車は、どのような今、位置づけになっているのか。それとまた、そういった実態ですね、消火活動をした実態と効果、そのあたりはどのように評価されているのかをお聞かせ願いたいんですけども。

○児玉委員長 どうぞ。

○澄川消防課主幹兼消防団係長 消防課主幹の澄川です。

今の質問に対して説明になってるかどうか分からないんですけども、泡消火の今あるC A F Sっていう消防ポンプ自動車、この泡消火が現在環境にもいい泡になっております。全国的に消防本部でも導入してはおりますけども、この泡消火は、いわゆる、耐火造の密閉したところへの活動では、少量の水と泡で覆うことによって、窒息効果がある消火になりますので、すごい有効です。ですが、都市部でない、市街地でないところだと、いろいろまだ木造家屋もたくさんあります。そういう密閉空間ではないところで火災が起きると、やはり泡消火よりも水のほうが有効であったりする場合のほうが多くありますので、それはどこの建物で出火したのかをいろいろ加味しながら、今後もC A F Sと水消火とあわせて考えていくようになっております。

以上でございます。

○児玉委員長 議長。

○賀屋議長 ありがとうございます。よく分かりました。以前、C A F S、泡消火のポンプ自動車ですけども、それを購入するときに泡がなくなっても通常の水は打てるというふう

に聞いておりますけども、そうすると1台2役で使えるのであれば、せっかく整備をするのであれば、いわゆる、CAFSの導入によって仮に泡が適さない箇所での活動の場合は水も使えるということで、1台2役が可能なのであればそっちのほうがいいのではないかなというふうにも思ったりするんですけども、そのあたりの検討はされたんでしょうかね。

○児玉委員長 主幹。

○澄川消防課主幹兼消防団係長 泡消火のCAFSという消防ポンプ自動車は、今回導入するA-1級という級がない消防自動車になります。ですので、限られた水しかも出せない。泡がなくても限られた水の量しか能力が出ない。なぜ今回、泡ではないのかっていいますと、やっぱりA-1級という消防ポンプ自動車、我々は、そこに広がるコンビナート事業所なんかでもありますように、屋外タンクなんかはもし発災した場合なんかは、その事業所の屋外給水栓から水をもらって、本当の最大の毎分2,800リットルをずっと出し続けて消火作業をしないとイケないということになります。

よって、現行のタンク車が毎分2,800リットルのA-1級のポンプを積んでいる車ですので、今回の買い替える事業として提案したのも同じ毎分2,800リットルが出る能力のものを買替えるということで今回提案をさせていただきました。

また、CAFSが更新になるときは、同じようなCAFSを購入予定で一応考えております。

以上です。

○児玉委員長 議長。

○賀屋議長 ありがとうございます。一応コンビナート対応のための容量が必要な車両ということで毎分2,800リットルの仕様のものでないといけないということで、その仕様のものは、CAFS対応仕様はないということで、そういう説明でよかったですね。

それで最初にお聞きしたんですけども、今までのCAFSで実際に、いわゆる、消火活動を行った実績といますか、評価、そのあたりはどのように。

○児玉委員長 消防主査。

○林消防課警防係主査 先ほどのCAFSでの消火活動の有効性についてお答えします。CAFS車両、先ほど議長が言われたとおり少量の水でも消火活動を実施することが出来ます。よって、高速道路などの水利が取れない場所での活動に有効性を確認しております。車両火災でCAFSを先頭車両にして、最初にCAFSの泡で車両を覆って消火する活動も実施しております。

以上でございます。

○賀屋委員 ありがとうございます。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第54号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いしたいと思います。補足説明がある場合は、座って説明していただいております。

総務部長。

○**佐伯総務部長** 補足説明はありませんので、よろしくお願いたします。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。本件に関して、質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

末広委員。

○**末広委員** よろしくお願いたします。通告を出させていただいてます。災害復旧費のところ与实际、災害に遭われたところの災害復旧工事のスケジュールと、すみません、通告書に書いてないんですけど、簡単な復旧工事の内容、概要を教えてくださいと思います。よろしくお願いたします。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**安岡土木課課長補佐兼工務係長** 土木課工務係長の安岡です。よろしくお願いたします。

このたび発生した災害は阿多田島の市道1号線ののり面の災害になります。この災害復旧事業は、国の補助を受けて公共災害復旧事業として復旧していく事業となりますので、まず、事業の流れについて簡単に説明させていただきたいと思っております。

災害が発生した場合は、災害が終息してから10日以内に国のほうに報告するようになっております。その災害報告をしてから、通常、被災後約2カ月で国の災害査定というのが行われまして、工事費のほうが決定的こととなります。そして、災害手続とかを経て工事を行っていくような形になるんですが、通常災害復旧事業としては、被災後3年以内には災害復旧が完了するような形で工事のほうが行われます。

そして、このたびの阿多田島の災害なんですが、ゴールデンウィークの末になります5月6日から7日の雨により、阿多田1号線の道路ののり面が崩落したものにより被災したのようになっております。現在、災害報告を終えて、現地のほうは車両通行できないように規制をさせていただいて、ブルーシートを張って災害が増破することのないような措置を今、行っている状況です。それで災害査定のほうは、7月18日に行われる予定になっております。

現在、そういった状況でありますので、今後の災害復旧スケジュールとして具体的に決まってるわけではないんですが、災害復旧査定後、国への補助の補助の手続などを終えて、工事のほうを発注することになって、今年度末には復旧工事のほうを完了したいと考えております。この阿多田島の市道1号線の場所なんですが、阿多田島の旧小学校がありました防災広場から坂道を上がった後、体育館との間の道路の下側ののり面になります。

それで今質問にありました復旧の工法についてなんですが、その査定を受けるための測量設計などを実施している状況から、まだ工法としては確定していない状況にあります。

以上です。

○**児玉委員長** 末広委員。

○**末広委員** ありがとうございます。7月18日に査定が終われば、これで方針が多少決まる感じになるんですね。ありがとうございます。近くに住まわれてる方も不安に思われてるので、急いでいただければと思います。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 続いて、中川委員。

○**中川委員** 宝くじコミュニティ事業助成金についてお伺いします。この事業で540万円が使われているわけですが、この事業の内容と幾ら応募件数があったのかお伺いします。あと、これいろんな公共性のある事業とかに使われるというか、助成が下りるということなんですけれども、私が調べたところインクルーシブ遊具、障害者でも関係なく使える遊具というのがあるんですけれども、それをこの宝くじコミュニティ事業助成金で設置をしているという自治体はかなりありますので、できればこの助成金を使って、そこの晴海臨海公園の遊具広場にインクルーシブ遊具を設置していただけないかなど。それができるのかどうかということをお伺いします。お願いします。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**佐伯自治振興係長** 自治振興課自治振興係長の佐伯です。中川委員の御質問にお答えします。

まず、自治振興課からは、対象の団体、事業内容、応募件数についてお答えさせていただきます。令和5年度の対象団体は、3団体ございまして三ツ石町自治会、本町二丁目自治会、元町二丁目自治会です。事業内容は、主に自治会の集会所の備品整備や活動備品の充実でございまして、三ツ石町自治会は、集会所のエアコン。本町二丁目自治会は、集会所のエアコンに加えて、テレビ、テーブルなどです。元町二丁目自治会は、祭りのはっぴ、テレビ、物置、椅子などとなっております。今回の応募件数は、3団体の応募で3団体採択いただいております。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**本山企画財政課課長補佐兼企画係長** 企画財政課企画係長の本山です。

インクルーシブ遊具の整備については、宝くじコミュニティ助成事業メニューの1つである地域づくり事業において対象となっており、このメニューにつきましては、企画財政課のほうで申請を取りまとめておりますので、御質問にお答えいたします。この事業につきましては、市区町村が実施する全ての住民に優しいまちづくりを進めるための先導的な設備の整備等に要する事業が対象となっております。具体的には、高齢者、障害者等の

外出を促進するためのバリアフリー対応車両の整備、コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事、インクルーシブ遊具のようなユニバーサルデザインに配慮された備品の整備等が対象となってまいります。

広島県内における地域づくり事業の令和3年度における採択実績につきましては、県内で3件の申請に対して1件の採択となっております。全国でも採択数は56件であり、県単位にすると1件から2件の採択となっております。申請して必ず採択されるものではありませんが、各施設においてインクルーシブ遊具の設置を検討する場合には、財源の1つのメニューになり得ると考えております。

以上で終わります。

○**児玉委員長** 課長。

○**山田都市計画課長** 都市計画課長の山田です。よろしく申し上げます。

御質問がありました晴海臨海公園にインクルーシブ遊具の施設ができないかという御質問でございます。新たに設置を検討することは、十分可能と考えます。ただ、御承知のとおり晴海臨海公園は、土曜、日曜、祝日大変多くの子供が遊具広場で走り回って遊んでるという姿が見られます。その辺がございまして、接触してけがをしないような安全なインクルーシブ遊具の配置なども十分検討した上で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** 前向きな検討でありがとうございます。

近隣を見ても設置してるところが、呉市とか、防府市、あと、宇部市とかぐらいだと思うんですが、ここにあると非常にインターからも近いし、大竹市すごいと言われるような公園になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○**児玉委員長** 続いて、西村委員。

○**西村委員** 一般会計補正予算の衛生費について御質問をさせていただきます。予防接種推進事業を今、行ってます。私自身もせんだって6回目の予防接種を受けました。ありがとうございます。

それで、この今回の補正予算の中に新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業として、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費が5,433万3,000円、それから、接種体制確保事業費として3,357万8,000円。総額で、8,791万1,000円の推進事業が上がっておりますが、あくまでもこれは、令和5年度で全て終了する予算の補正でありますか。その点をお尋ねしたい。それから、その後の接種状況といいますと、今は国が2類から5類に下げられます。だけど、いつまた再発するかも分かりません。それに対してその後の対策はどういうふうになっているのか、また、接種要望が私の話で恐縮ですが、先般受けたときもなかなか接種者が増えないんですよという医療関係の方からも言われました。できる限り接種するように、その必要性を市民に喚起する取り組みはどう考えられておるか。この2点について御質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**児玉委員長** 保健医療課長。

○**松重保健医療課長** 御質問いただきました内容について回答いたします。予防接種推進事

業はいつまでやるのかという御質問ですけれども、現時点では特例臨時接種として1年間延長されておりまして、令和5年度中ですので令和6年3月31日までとなっております。令和6年度につきましては、まだ何も情報がございませんので、どのようになるかは未定となっております。

現在、春開始接種を行っております。8月31日まで春開始接種を行い、9月以降12月31日まで秋開始接種ということで、今年度は2回接種を行う予定です

接種の利用喚起ということでございますけれども、春開始接種につきましては、高齢者、65歳以上の方と、基礎疾患をお持ちの方が対象でございます。高齢者につきましては、2回接種を済ませた方につきまして個別接種を行っております。基礎疾患をお持ちの方の情報は市のほうで持っておりませんので、各自申請をいただいております。医療従事者におきましては、事業所等を通じて接種勧奨をして申請をしていただくようお願いしております。秋開始接種に関しましては、2回接種を済ませておられる方が対象となりますので、こちらは2回接種済ませて方へ個別通知を行い接種勧奨を行っていく予定としております。

以上でございます。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。今の2回と言われたのは、過去、私自身はもう6回受けたんですよ。6回の中で2回以上受けた方が今の利用喚起をする対象者、あるいは、65歳以上の高齢者、あるいは、基礎疾患を持っておられる方の対象ということで解釈してよろしいんですかね。

○児玉委員長 保健医療課長。

○松重保健医療課長 説明が不十分でございました。2回接種と申しますのは、初回接種、これが2回となっております。この初回接種2回を済まされている方が対象となるということでございます。

以上です。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 分かりました。できる限り接種を進めて、せっかく国からのこういう補助金があるわけですから、これを活用して2万6,000人の人口が1人でもコロナにかからないように予防に努めてもらいたいことをお願いして終わります。ありがとうございます。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、令和5年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件は事前に請願文書表を議案の配布とあわせてサイドブックに掲載しております。委員の皆様方には、意見書案とあわせて事前に御一読いただいていると存じますので、請願の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして執行部において本請願に関しまして、現状等やお考えについて教えていただければと思います。

企画財政課長。

○**三井企画財政課長** 企画財政課長、三井です。よろしくお願いいたします。

それでは、執行部の考え方、意見を述べさせていただきます。本請願の要旨は、地方財政の充実・強化というものでございます。全国の多くの自治体が共有できる内容の充実・強化の請願であろうかと思っております。本市におきましても、子育て対策の取り組みをはじめ、デジタル化や脱炭素化の推進、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など共通した多くの財政需要を抱えている状況でございます。

また、本市としましても、既に全国市長会を通じて国に対し、これらの事項について地方財政措置の充実・強化の提言を行っておりますので、このような活動につきましても、引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** それでは、委員の皆様におかれまして執行部のただいまの説明に対し、確認したいこと等がございましたら質疑をお願いします。

山崎委員。

○**山崎委員** 毎年度この地方財政の充実・強化を求める意見書を内閣総理大臣等に上げさせていただいており、本議会も満場一致で議決をして賛同をしておたわけでございます。今日お伺いしたいのは、全国の自治体が、先ほどの説明でもありましたように、こういった請願をしておる中で、実際にこの請願が予算上反映されつつあるのかどうかといったところについて、執行部としてどのように判断をしてらっしゃるのかお伺いしたいんですが。全国の地方自治体が上げておる中で、国としてもきちっとした対策を受けられる必要があらうと思ひまして、その評価についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○**児玉委員長** 企画財政課長。

○**三井企画財政課長** お答えいたします。毎年国のほうに申請をいたしまして、国のほうも地方に対していろいろと措置をしていただいております。例えば、地方交付税の増額であるとか、今年度でいきますと脱炭素化の起債の新設、新規でやっておりますの

で、非常に効果的に要望活動が実っていると思っております。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。効果的に請願が生きておることですので、引き続き、また、大竹市議会としてもしっかりと採択し、応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○児玉委員長 他にはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 特になさるので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様のご意見を求めます。

継続審査の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思っております。

継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、または、継続審査等が否決された場合に行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

なお、6月1日の議会運営委員会で、本請願の意見書案について訂正等ございましたら、6月9日までに事務局に提出いただくことになっておりました。訂正等の御意見はありませんでしたので、原案のまま本会議最終日に上程することといたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

10時56分 閉会